

令和5年度仙台トク旅
クーポン加盟店募集要項兼参加規約

仙台トク旅事務局
令和5年8月18日

目次

1. 本規約について	2
2. キャンペーンの概要等について	2
3. 加盟店の参加要件について	3
4. 参加申請と申請後の流れについて	5
5. 決済方法・クーポン利用額の報告、支払いについて	6
6. 参加申請の取り下げについて	7
7. 利用規約の改正について	7
8. その他留意事項について	8
9. 問い合わせ先	8

1. 本規約について

「令和5年度仙台トク旅クーポン加盟店募集要項兼参加規約」（以下、「本規約」という。）は、仙台市が実施する宿泊促進キャンペーン「仙台トク旅」における「仙台トク旅クーポン」の対象や利用方法について定めております。キャンペーンに加盟店として参加を希望する事業者は、必ず本規約を確認いただき、規約内容について同意の上で申請を行うこととします。

2. 本キャンペーンの概要等について

本キャンペーンの概要

(1) 事業名称

「仙台トク旅」（以下「本キャンペーン」といいます。）

(2) 事業目的

本キャンペーンは、観光再生元年・アフターコロナにおける仙台市への誘客および宿泊需要並びに域内消費の喚起策として実施するもので、交流人口の回復・増加を図ることを目的としています。

(3) 事業内容

仙台市内の宿泊施設に宿泊する旅行者等に対して、宿泊代金の割引及び市内の加盟店で利用できる地域限定クーポンの発行を行い、参加事業者が行うそれぞれの業務に係る対象経費についてその相当分を支払うものです。

用語の定義

本規約における用語の定義は以下のとおりです。

(ア) 事業者：仙台市で事業を営む法人・個人事業主等をいいます。

(イ) 申請者：本キャンペーンに参加申請した事業者をいいます。

(ウ) 加盟店：本キャンペーンへの参加申請後、登録によりクーポンでの商品・サービスの販売を行う仙台市内の店舗等をいいます。

(エ) クーポン：加盟店でのみ利用可能な有効期限のあるキャッシュレスポイントのことをいい、名称を「仙台トク旅クーポン」とします。

(オ) 事務局：本キャンペーンの業務を受託し、運営を行う者をいいます。

実施期間

本キャンペーンの開始や実施期間については、下記のとおりを想定しておりますが、今後の国や県の観光需要喚起策の動向等を鑑みて変更となる場合があります。

実施期間 令和5年9月30日（土）チェックイン分～令和6年1月31日（水）チェックアウト分

地域限定クーポン・宿泊割引

(1) 地域限定クーポン

宿泊者に対し、「regionPAY」アプリを活用し、仙台市のクーポン加盟店でのみ利用可能な地域限定クーポン「仙台トク旅クーポン」を発行します。

【クーポン名称】：「仙台トク旅クーポン」（以下「クーポン」といいます。）

【利用対象者】：本キャンペーンを利用した宿泊者

【付与額】：発行するクーポンの金額は宿泊者1名・1泊あたり2,000円

【有効期間】：チェックイン日からチェックアウト日の翌々日まで

※但し、令和6年1月31日（水）23時59分を最終期限とします。

(2) 宿泊割引

参加事業者が行った宿泊代金の割引に対し、次の割引額を上限として事務局から参加事業者へ支払います。

【利用対象者】：制限なし（国籍問わず、新型コロナウイルスのワクチン接種回数問わず）

【割引額】：宿泊者1名・1泊あたり宿泊代金総額の20%・上限3,000円

(3) 連泊上限

上記（1）（2）共に同一の宿泊者が連続して宿泊する場合、割引対象の上限は7泊となります。

3. 加盟店の参加要件について

該当する加盟店の参加要件

クーポンは、加盟店でのみ利用可能となります。本キャンペーンの加盟店の参加要件は次の通りと定めております。

下記①～⑪に該当する事業を行っていること

業種	例示
① 飲食店	レストラン、喫茶、ファストフード、居酒屋、フードコート等
② 小売店	道の駅、サービスエリア売店、土産物店、薬局、スーパー、コンビニエンスストア、アパレル販売、弁当屋、フードデリバリー、持ち帰り専門店等
③ レンタカー	レンタカー等
④ 観光施設	遊園地、動物園、温泉施設、水族館、観光農園等
⑤ 体験型アクティビティ	乗馬、カヌー、カヤック、パラグライダー、レンタサイクル等、各種体験アクティビティ
⑥ スポーツ観戦	野球、サッカー、バスケットボール、バレーボール等
⑦ 文化施設	美術館、博物館
⑧ タクシー	タクシー、ハイヤー等
⑨ 旅館、ホテル、旅行事業者	宿泊施設におけるオプションツアー、アクティビティ、追加飲み物代等
⑩ 宿泊施設に準ずる施設	施設内における飲食店・売店
⑪ その他	フィットネス

対象外となる事業者

下記①～⑦に該当する事業者は対象外とします。

- ① 日常使いとなりえる業態の店舗（遊興施設、物流、スポーツ場、駐車場等）
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に該当する営業形態である場合および公序良俗に反すると認められる場合
- ③ 国及び地方公共団体が直接管理・運営する施設
- ④ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ⑤ 下記次項「クーポン使用対象外となる支払い」に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- ⑥ 自己または自社の役員が、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 暴力団
 - (イ) 暴力団員
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して賃金を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力、又は関与している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者また、(イ) から (キ) までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。
- ⑦ その他、本事業の目的に照らして不相当と仙台市及び事務局が判断する事業者

クーポン使用対象外となる支払い

以下の商品・サービス等については、クーポンの使用対象外とします。

- (1) 出資や税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等の支払い
- (2) 有価証券。金券、その他商品券（ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、コンビニで金券として利用できる引換券）等の換金性の高いものの購入
- (3) 土地・家屋購入、家賃、地代、駐車料等の不動産に関わる支払い
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (5) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に係る支払い
- (6) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (7) クーポン付与又は割引対象となっている旅行代金及び宿泊代金自体に関する支払い。
- (8) 旅行代金及び宿泊代金に関わる追加費用
（部屋のアップグレード代金、レイトチェックアウト代金等の支払い）。
- (9) クーポンを利用するサービス等が仙台市内で完結しないもの
- (10) 事務局等がクーポンの使用対象として適当と認めないもの

4. 参加申請と申請後の流れについて

参加申請方法

クーポン加盟店としてキャンペーンへの参加をご希望される場合は、本規約内容に同意の上、オンライン申請ページよりお申込みください。

- ・オンライン申請ページ https://biz.campaign-management.jp/shop_mail/entry_158

※お申込み後に辞退することも可能です。

※同じ運営会社で複数の店舗で参加を希望される場合は、店舗ごとにお申込みください。

※申込期限：令和6年1月15日（月）



参加申請後の流れ

オンライン申請ページにてお申込みいただいた後、クーポン使用開始までの流れは以下の通りとなります。

- ① 事務局にて申請内容を審査します。審査には約1週間～2週間を要し、参加要件を満たす場合には加盟店として登録し、メールにて登録した旨と事業者用管理画面のID・仮パスワードを通知いたします。
- ② 上記①の後、スターターキット（POP、ステッカー等）を登録された住所に配送いたします。
- ③ 決済用 QR コードの POP への貼り付け等、受け入り準備をお願いいたします。詳細は、特設ホームページに掲載する「令和5年度仙台トク旅の手引き」をご覧ください。<https://business.sendai-tokutabi.com>

※本キャンペーン開始後は申し込みから審査を経て加盟店として開始するまで約1週間～2週間を要します。

※スターターキットは本事業の遂行目的以外では使用できません。

※登録が認められない場合には、申請書に記載された連絡先にその旨を通知いたします。

加盟店の対応事項

加盟店は、下記について対応することとします。

- (1) 加盟店登録後に提供する ID・PW（パスワード）を用いて、速やかに regionPAY の管理画面にログインし、クーポン利用者が利用できるように受入準備を行うこと。その他必要な事務局の指示を遵守すること。
- (2) 登録後、事務局から提供する加盟店の決済用 POP・ステッカー等をクーポン利用者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- (3) 事務局が別途提供する加盟店マニュアル（特設ホームページに掲載します）に基づき、クーポンと引き換えに商品・サービス等の提供を行う。その他必要な事務局等の指示を遵守すること。
- (4) 取引においてクーポンでの決済を拒否しないこと。クーポン利用者のクーポン残高不足時の際はクーポンと現金又はキャッシュレス決済等と合算にて対応を行うこと。但し、クーポン加盟店側の事情によりその対応が取れない場合は、予め書面等で利用者に明示することにより、クーポンでの支払を断ることも可とする。
- (5) 加盟店又は利用者の金額誤入力により決済額に誤りが生じても、事務局等は一切関与しないため、決済の際に必ず金額を確認して処理を行うこと。
- (6) クーポンで購入した商品の返品及び返金は原則不可とする。
- (7) クーポンを用いた取引を行う場合は、不正利用防止の観点から、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認すること。
 - ・クーポン（QR を含む）の偽造、変更及び模造の有無
 - ・提供しようとする商品・サービス等が前項3「クーポン使用対象外となる支払い」に該当しないこと。
- (8) クーポンの決済方法を含め、本キャンペーンに従事する従業員に本規約に記載の内容を周知すること。
- (9) 本キャンペーン終了後、事務局よりアンケートへの協力依頼がある際はそれに応じること。

5. 決済方法・クーポン利用額の報告、支払いについて

決済方法

決済時には、加盟店がQRを掲示する方式（※1 MPM方式）及び利用者がQRを提示する方式（※2 CPM方式）双方での決済対応を原則とします。

利用者の利便性向上の観点から、加盟店側においては、MPM及びCPM双方の決済対応を原則としますが、やむを得ない場合にはMPM方式のみの対応も可とします。

※1 MPM方式・・・加盟店：QR掲示／利用者：QR読取

・MPM方式による決済：事務局から加盟店ごとに付与する加盟店用QRを掲示し、クーポン利用者が読み取りを行う。



※2 CPM方式・・・利用者：QR提示／加盟店：QR読取

・CPM方式による決済：加盟店側のデバイスで、利用者が提示するQRの読み取りを行う。加盟店側において、通信可能でかつiOS又はAndroidOS及びカメラ機能が有効なもの（スマートフォンやタブレットなど）を準備すること。



クーポン利用額の報告・請求・支払い

- (1) クーポン利用額の請求は自動的に行われるため、請求手続きは不要です。
- (2) クーポン利用者の決済情報は、加盟店登録後に送付するID・PWを用いて、管理画面にて確認することができます。
- (3) 振込については後日送付の加盟店マニュアル（特設ホームページに掲載します）に記載のスケジュール（1ヶ月に1回）を目安に、事務局による確認を経て指定口座への振込を実施します。
- (4) 決済手数料、換金等の手数料等は発生いたしません。

6. 参加申請の変更・取り下げについて

申請の取り下げ方法・登録情報の変更方法

- (1) 加盟店登録の取り下げを希望する場合、取扱いを中止する1週間前までに事務局へ申し出てください。
- (2) 加盟店登録後に事業者名称の変更、請求元や支払先の変更等、登録情報の変更が生じた場合は、コールセンターに連絡の上、変更を行ってください。
- (3) 事業内容等について、「3.加盟店の参加要件について」に定める参加要件を満たさなくなった場合は、速やかに事務局に申し出てください。

不正利用等

- (1) 審査完了後も以下に該当する場合、加盟店へ報告依頼や事務局による立ち入り調査や申請の取消を行い、本キャンペーンへの参加を無効とする場合があります。
 - (ア) 申請内容に虚偽・不備・不正等があった場合
 - (イ) 営業形態が公序良俗に反すると認められる場合
 - (ウ) 本規約の規定に違反する行為が認められた場合
 - (エ) クーポンの不正利用（自己取引・架空取引等）を行った場合
 - (オ) 詐欺等の犯罪に結びつく行為を行った場合
 - (カ) 事務局がクーポン利用相当分の支払や参加の停止が適当と判断した場合
- (2) 登録が取消された場合は、直ちに加盟店に掲示しているクーポンのポスター及びステッカー等を取外し、クーポンに関する配布物一式を事務局へ返還するものといたします。
- (3) クーポン利用者への不利益を与える行為や、故意に仙台市等に対して損害を与える行為等を行った場合は、加盟店登録の取消並びにクーポン利用相当分の交付取り消しを行うほか、交付済みのクーポン利用相当分の返還及び損害賠償を求める場合があります。

7. 利用規約の改正について

- (1) 事務局は、本規約の変更が、登録事業者の一般の利益に適合し、又は、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、本利用規約を改正することができるものとします。
- (2) 事務局は、本規約の改正を行おうとするときは、緊急の場合を除き、改正の効力発生日の7日前までに特設ホームページ (<https://business.sendai-tokutabi.com/>) において本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を掲載し公表するものとします。
- (3) 本規約の改正後に、登録事業者が本キャンペーンに継続して参加する場合、登録事業者は改正後の規約に同意したものとみなされます。

8. その他留意事項について

- (1) クーポンの取扱い方法など詳細な手順については、加盟店マニュアル（特設ホームページに掲載します）を参照してください。
- (2) 本規約に違反する行為が認められた場合、クーポン請求の拒否や登録の取消を行います。
そのために処理経費等が生じた際は処理経費を請求する場合があります。
- (3) 加盟店は、加盟店としての地位を第三者に譲渡できません。
また、事務局に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等はできません。
- (4) 加盟店は、事務局が事前に承認した場合を除き、本要領記載の業務の全部又は一部を第三者に委託できません。業務委託を承認した場合でも加盟店は本規約に定める義務及び責任について免れません。
- (5) 本キャンペーンのアプリを利用して、加盟店に対し別途仙台市が行う事業等についてお知らせを行う場合があります。
- (6) 本規約に記載のない事項もしくは定めのない事項については事務局がその対応を決定します。

9. 問い合わせ先

仙台トク旅事務局 加盟店向けコールセンター

電話番号：050-5530-8895

受付時間：9時～17時30分（土日祝・年末年始休み）